

東京社会保険協会

社会保険新報

2

FEBRUARY

平成 27 年 / No.772

目次

■ 協会けんぽ東京支部からのお知らせ

- ・ 退職後の健康保険を選んで
加入手続きをしましょう / 2・3
- ・ 出産育児一時金を申請しましょう / 3

■ 日本年金機構からのお知らせ

- ・ 社会保障協定について / 4
- ・ 「資格取得届」「資格喪失届」の留意点 / 5
- ・ 国民年金ひとことメモ / 5

■ フィオーレ健診クリニックからのお知らせ

- ・ オプション検査 肺がんCT検査 / 6
- ・ 業務提携 眼科ドック / 7

■ 東京社会保険協会からのお知らせ

- ・ 会員事業所変更などに関するお願い / 8

■ ずいそう

- ・ 東西南北 / 8

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

退職後の健康保険を選んで加入手続きをしましょう

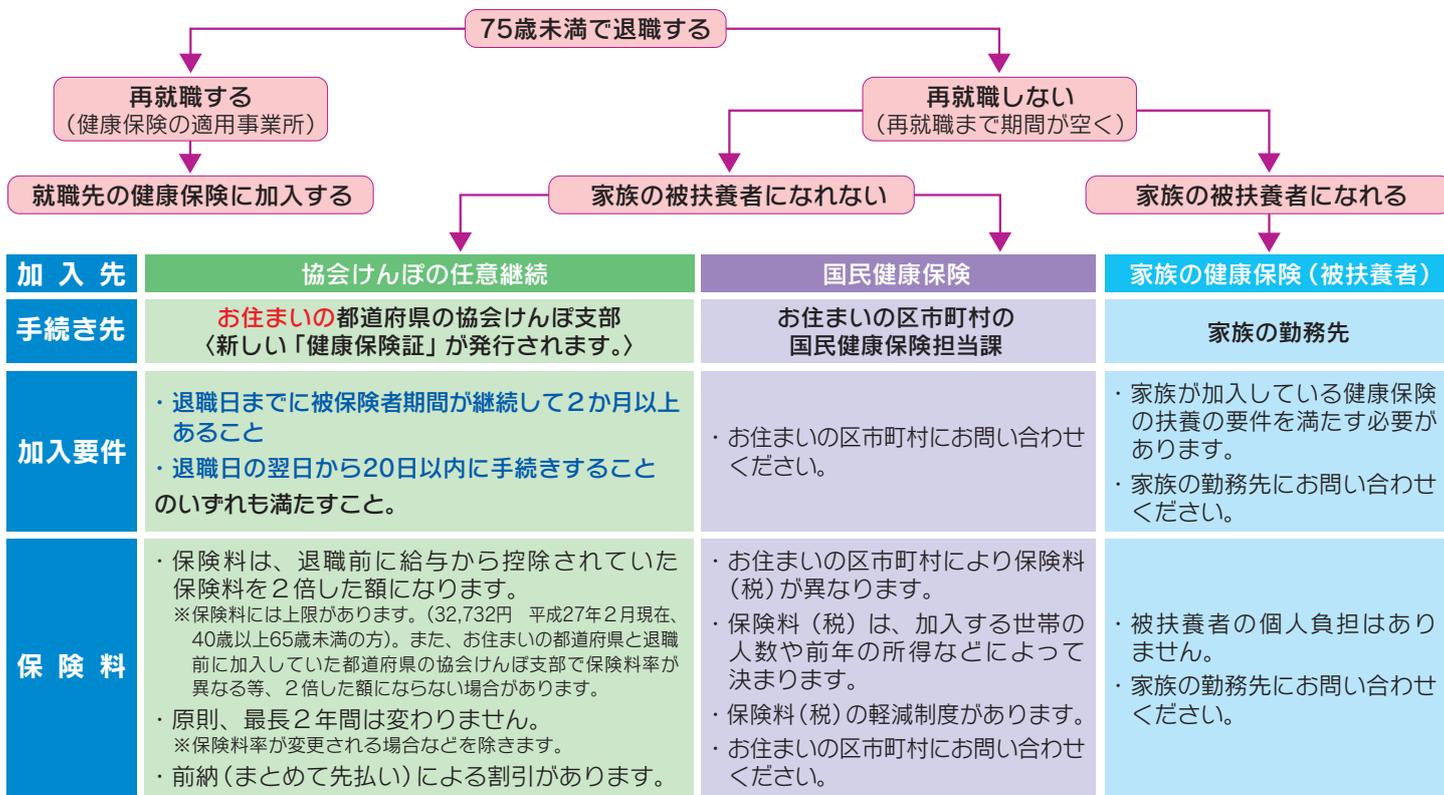
医療保険制度には、主に会社員などが加入する**健康保険**、自営業者などが加入する**国民健康保険**、75歳以上になると加入する**後期高齢者医療制度***などがあります。日本国内に住所があれば、いずれかの医療保険制度への加入が義務づけられています。75歳未満で退職する場合は、「再就職する」「家族の被扶養者になる」「最長2年間は任意継続被保険者になる」「国民健康保険に加入する」などの選択肢があり、退職後に以下のいずれかに加入手続きが必要となります。

*後期高齢者医療制度の加入者は、65歳～74歳の後期高齢者医療広域連合から障害認定を受けた方を含みます。

ポイント

退職などで資格を喪失した場合、これまで使用していた「健康保険証」は、**退職日の翌日以降**、使用できません。「高齢受給者証」および被扶養者分も同様です。**資格を喪失したら、速やかに事業所へ返却しましょう。**

退職後はどの健康保険に加入しますか？



退職後の健康保険に協会けんぽの任意継続を選択する場合

- 手続き方法** お住まいの都道府県の協会けんぽ支部に、「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を提出してください。後日、「健康保険証」を郵送します。なお、申請書は協会けんぽホームページからダウンロードできます。
●窓口は大変混雑する場合があります。郵送での申請にご協力ください。
- 手続き期限** 退職日の翌日から数えて**20日以内**(20日目が土・日曜・祝日の場合は、翌営業日まで)に提出してください。郵送で申請される場合は、**20日以内に必着**でお送りください。
- 注意事項** 被扶養者になれる家族がいらっしゃる場合は、被扶養者の収入の有無にかかわらず、生計維持関係を証明できる書類の添付が必要な場合があります。添付書類の詳細については、「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」をご覧ください。
- ご注意ください!** 協会けんぽの任意継続被保険者になると、最長2年間加入することになります。「国民健康保険への切り替え」や「家族の被扶養者になる」という理由で、資格を喪失する(やめる)ことはできません。
ただし、「就職して他の健康保険の被保険者となったとき」や「保険料を納付期限までに納付しなかったとき」などは、任意継続被保険者の資格を喪失します。

※3ページに続きます。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」) まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

事業主の皆様へ 退職者の「健康保険証」は確実に回収をお願いします

退職日の翌日以降、これまで使用していた「健康保険証」は使用できなくなることを知らずに医療機関等を受診してしまうケースが多く発生しています。退職予定者には、①「健康保険証」が使用できなくなるため、事業所に返却する必要があることと②退職者ご自身で次の健康保険の加入手続きが必要なことをあらかじめご説明いただき、「健康保険証」の確実な回収にご協力をお願いします。前ページのコピーをお渡しいただくなど、ご活用ください。

なお、回収した「健康保険証」は、「資格喪失届」に添付のうえ、事業所を管轄する年金事務所へお届けください。資格喪失後にこれまで使用していた「健康保険証」で受診（無資格受診）された場合は、後日、医療機関等から協会けんぽに請求される「診療報酬明細書（レセプト）」に基づき、退職者ご自身に協会けんぽが負担した7割～9割分を返還していただくこととなります。退職後は、早めに健康保険の加入手続きをしていただくようご案内ください。

加入者ご本人・ご家族が出産したときは 出産育児一時金を申請しましょう

出産育児一時金または家族出産育児一時金は、**出産費用の負担を軽減**するため、加入者ご本人（被保険者）またはご家族（被扶養者）が出産したときに、申請により支給されます。妊娠4か月（85日）以上の早産・死産・流産も対象となります。

支給金額

	出産予定の医療機関等が産科医療補償制度に	
	加入	未加入
妊娠22週以降の出産	1児につき42万円	1児につき40.4万円
妊娠22週未満の出産	1児につき40.4万円	

ポイント

産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性まひ児への補償制度で、医療機関等が加入します。掛金相当分（1児につき1.6万円）が、出産育児一時金に上乗せされます。

申請方法

直接支払制度を利用されますか？

はい

出産費用は42万円（産科医療補償制度に未加入の医療機関等であれば40.4万円）以上でしたか。

はい

申請不要

いいえ

協会けんぽ東京支部から「**出産育児一時金支給決定通知書**」（出産後、約3か月で届きます。）が届きましたか。

いいえ

「**出産育児一時金支給申請書（内払金支払依頼書）**」を提出してください。

【添付書類】

- 直接支払制度を利用する旨が記載されている合意文書のコピー
- 出産費用の領収明細書のコピー（代理受領額が記載されているもの）
- 医師・助産師または区市町村長の出生証明等（**原本**）* 領収明細書に出生年月日・出生児数が記載されている場合は、省略できます。

いいえ

「**出産育児一時金支給申請書**」を提出してください。

【添付書類】

- 直接支払制度を利用しない旨が記載されている合意文書のコピー
- 出産費用の領収明細書のコピー
- 医師・助産師または区市町村長の出生証明等（**原本**）

はい

「**出産育児一時金支給決定通知書**」に同封の「**出産育児一時金支給申請書（差額申請書）**」を提出してください。
* 添付書類は不要です。



⚠ 出産育児一時金を受給する権利は、出産日の翌日から2年を経過すると、時効により消滅します。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者（健康保険組合等）にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」）まで



社会保障協定について

国際的交流の活発化の中、企業から派遣されて海外で働く人や将来を海外で生活する人が、年々増加しています。海外で働く場合には、働いている国の社会保障制度に加入する必要がありますが、日本の社会保障制度の保険料と二重に負担しなければならないケースが生じています。また、日本や外国の年金を受け取るためには、一定の期間、その国の年金に加入しなければならない場合があるため、保険料が年金給付に反映されないことがあります。

社会保障協定の締結の目的

- 保険料の二重負担を防止するために、**加入すべき制度を2国間で調整**する。(二重加入の防止)
- 年金給付に反映できるよう、日本の年金加入期間を、**協定を結んでいる国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給**できるようにする。(年金加入期間の通算)

各国との社会保障協定の発効状況(2014年10月現在)

協定が発効済みの国	ドイツ イギリス 韓国 アメリカ ベルギー フランス カナダ オーストラリア オランダ チェコ スペイン アイルランド スイス ブラジル ハンガリー
署名済み未発効の国	イタリア インド ルクセンブルク

* 保険料の二重負担の防止および年金加入期間の通算は、日本とこれらの国の間でのみ有効となります。また、イギリス・韓国・イタリアについては、保険料の二重負担の防止のみです。

日本が協定を結んでいる国で働く場合の手続き

● 被用者が一時的に協定相手国へ派遣される場合

被用者が一時的(5年を超えない期間)に協定相手国に派遣されて就労する場合、協定相手国の社会保障制度への加入を免除されるためには、日本の社会保障制度に加入していることを証明する「**適用証明書**」の**交付**を受ける必要があります。日本の適用事業所の事業主が、年金事務所へ申請手続きをしてください。

【具体的な手続き】

- ① 事業主が、年金事務所へ「**適用証明書交付申請書**」を提出してください。
- ② 審査の結果、申請が認められた場合に、「**適用証明書**」が交付されます。
※強制適用による被保険者が、事業主の命による派遣により、一定期間を超えないと見込まれる期間、当該被保険者の要件を満たしつつ、協定相手国内で就労する場合には、就労地の社会保障制度への加入が免除されます。また、一定期間については、各協定により異なります。なお、協定によっては、他の要件が付与されているものもあります。詳しくは、年金事務所へお尋ねください。
- ③ 派遣された被保険者は、協定相手国の事業所に「**適用証明書**」を提出してください。
* 申請が認められなかった場合には、協定相手国の社会保障制度に加入することとなります。

● 当初の一時就労期間の予定を延長する場合

日本の適用事業所の事業主が、年金事務所へ「**適用証明書期間継続・延長申請書**」を提出してください。審査の結果、延長申請が認められた場合に、**新しい「適用証明書」**が交付されます。

● 協定相手国の社会保障制度にのみ加入する場合

協定相手国へ長期派遣(5年を超える期間)されるなど、厚生年金保険・健康保険の被保険者が協定相手国の社会保障制度にのみ加入する場合は、日本の適用事業所の事業主が、年金事務所へ厚生年金保険(および健康保険)の「**資格喪失届**」を提出してください。この場合、「資格喪失届」には、協定相手国の社会保障制度に加入した旨がわかる書類(協定相手国の実施機関等が作成した社会保障制度の加入証明書等)を提示してください。



「資格取得届」「資格喪失届」の留意点

従業員を採用等したときや従業員が退職（死亡）等したときは、年金事務所または健康保険組合に、「被保険者資格取得届」や「被保険者資格喪失届」の提出が必要です。3月・4月は、採用や退職等の人事異動による届出が増える時期です。事業主の方は、届出の提出漏れがないようにお願いします。

従業員を採用等したとき 資格取得届 資格取得日から5日以内に「資格取得届」を提出してください。

資格取得日	事実上の使用関係が発生した日。試用期間の定めがあっても、その期間の報酬を支払うなど、事実上の使用関係が生じていれば、その開始日が資格取得日となります。
被扶養者の届出等	被保険者に扶養する家族がいる場合は、「被扶養者（異動）届」をあわせて提出してください。配偶者（20歳以上60歳未満）が65歳未満の厚生年金保険被保険者の被扶養配偶者となる場合には、 国民年金第3号被保険者の届出 も必要となります。
基礎年金番号の確認	事業主が、「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」と「資格取得届」に記載された内容を照合・確認した場合は、「年金手帳」等の添付を省略できます。「資格取得届」の基礎年金番号記入欄が空欄の場合（「年金手帳再交付申請書」が添付の場合を除きます。）には、いったん「資格取得届」を返却する場合があります。

従業員が退職（死亡）等したとき 資格喪失届 資格喪失日から5日以内に「資格喪失届」を提出してください。

資格喪失日	退職日（死亡日）の翌日。たとえば、月の末日に退職した場合は、翌月の1日が資格喪失日となります。「資格喪失届」の備考欄に、退職または死亡した年月日を記入してください。
「健康保険被保険者証」の添付	全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入していた場合は、 本人および家族の「健康保険被保険者証」「高齢受給者証」等を必ず添付 してください。紛失等により添付できない場合には、「健康保険被保険者証回収不能・減失届」をあわせて提出してください。または、添付できない理由を、「資格喪失届」の備考欄に記入してください。
退職された方の国民年金の加入手続き	60歳未満で会社（適用事業所）を退職された場合は、国民年金の加入手続きが必要です。 退職日の翌日から14日以内に、「年金手帳」等を持参 のうえ、お住まいの区市町村で国民年金の加入手続きをお願いします。

国民年金ひとことメモ ▶ 国民年金の任意加入制度

やむをえない事情により国民年金保険料を納められなかった期間や、国民年金に加入していなかった期間は、その期間に応じて年金額が少なくなります。国民年金には、本人の申出により**60歳以上65歳未満の5年間、国民年金保険料を納める**ことで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる**任意加入制度**があります。

Q 任意加入の条件はありますか？

- A** 次の①～③の**すべての条件を満たす人**です。
- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
 - ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人
 - ③20歳以上60歳未満の保険料の納付月数が480月未満の人

Q 毎月の国民年金保険料はいくらになりますか？

A 月額**15,250円（平成26年度）**です。納付方法は口座振替となります。前納制度もあります。

Q 任意加入の手続きについて教えてください。

A お住まいの区市町村の国民年金担当窓口にて、「年金手帳」「預貯金等通帳」「印鑑（金融機関届出印）」を本人がお持ちください。加入日は申出を行った日からになります。

Q 任意加入による年金の増加額はいくらになりますか？

A 5年間加入したと仮定した場合、次のとおりです。
5年間の国民年金保険料納付額（総額）**915,000円**

- 65歳から**75歳まで**に受け取る年金の増加額 **966,000円**
- 65歳から**80歳まで**に受け取る年金の増加額 **1,449,000円**

*平成26年度の国民年金保険料および年金額で計算しています。

ご不明な点はお住まいの**区市町村の国民年金担当窓口**もしくは**年金事務所**へお問い合わせください。

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室完備 からのお知らせ

オプション検査 肺がんCT検査

がんの中でも、進行が早く、死亡率が高い肺がん。近年では、タバコを吸わない人にも増えています。骨や心臓に隠れたがんや胸部レントゲン検査では見逃がされやすい小さながん、症状が出にくい肺がんには、早期に発見できるマルチスライスCT検査がおすすめです。

フィオーレ健診クリニックでは、「16列マルチスライスCT」を導入しています。マルチスライスCT検査では、多くの断層画像が一度に得られ、被曝量も低減されて、検査時間も短縮されます。料金もリーズナブルです。健康診断に追加しての受診をおすすめします。

肺がんCT検査

【単独で受診】 料金 10,800円(税込)
 【健診に追加して受診】 料金 7,560円(税込)

肺がんCT検査はこのような方におすすめします

- ☑ 喫煙をされている方
- ☑ 家族など周りに喫煙者がいる方
- ☑ 咳や痰が続いている方
- ☑ 胸が痛い方

このような方は肺がんCT検査を受けられません

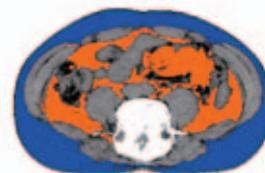
- ☑ 妊娠または妊娠している可能性がある方
- ☑ 当日、肺がんCT検査の前に、胃部レントゲン検査を受けられた方
- ☑ CT検査不可タイプの除細動器(ICD)またはペースメーカーを装着している方

肺がんCT+内臓脂肪検査

【単独で受診】 料金 15,120円(税込)
 【健診に追加して受診】 料金 10,800円(税込)

内臓脂肪検査は、おへその高さで断層画像を撮り、内臓脂肪と皮下脂肪を色分けして表示します。コンピュータが脂肪の面積を計算し、腹囲測定だけではわからない内臓脂肪型肥満または皮下脂肪型肥満の判定ができます。内臓脂肪の蓄積により、生活習慣病を引き起こしやすくなることがわかっています。

内臓脂肪の断層画像



オレンジの部分が内臓脂肪、青い部分が皮下脂肪です。

健康診断の際の追加のオプション検査として、当日でもお申し込みいただけます。肺がんCT検査のみ単独で受診希望の方は、事前予約制で承ります。

検査



16列マルチスライスCT

検査場所

地下2階 CT検査室

検査所要時間

7～8分

結果報告

健診結果表と一緒に、2週間程度で郵送します。

フィオーレ健診クリニック

予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211
 お問い合わせ TEL 03-5287-6217

健康診断およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。

大江戸線「東新宿」駅 A2出口より徒歩1分

電話受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
 土曜日健診実施日 9:00～12:00



東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室完備 からのお知らせ

業務提携

眼科ドック

フィオーレ健診クリニックで健康診断を受診された方は、お茶の水・井上眼科クリニックとの業務提携により、**眼の健康診断『眼科ドック』**を通常料金の**1割引**でお受けいただけます。

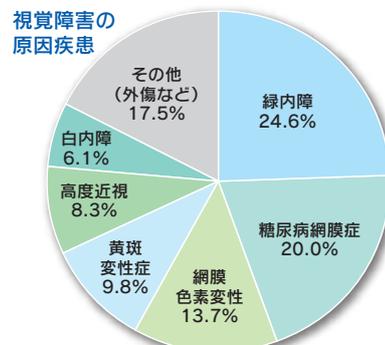
目は「脳の出張所」といわれる大切な感覚器官

脳の情報の80%以上は視覚を通して集められるといわれ、日ごろからパソコンや携帯電話などで目を酷使用する現代では、目にかかる負担は想像以上です。目の病気には、かなり進行しないと自覚症状が現れず、気づいたときには深刻化している場合もあり、早期発見・早期治療が大切です。

『眼科ドック』を受診してみませんか？

眼科の専門病院であるお茶の水・井上眼科クリニックでは、“眼”に特化した『眼科ドック』を2012年より開設しています。自覚症状のない病気の早期発見・早期治療にもつながる“眼”の健康診断を受けてみませんか？

*眼科ドックのみでは診断がつかない場合は、さらなる精密検査が必要になることもあります。



『網膜脈絡膜・視神経萎縮症に関する研究 平成17年度 総括・分担研究報告書』より

眼科ドックについてのご相談・ご予約等は下記までお願いします。

1881年開設 井上眼科病院の外来部門

提携先 **お茶の水・井上眼科クリニック** **眼科ドック予約専用 TEL 03-3295-7735**

千代田区神田駿河台4-3 新お茶の水ビルディング18階(眼科ドック受付)・19階・20階

*詳細は、お茶の水・井上眼科クリニックのホームページ <http://www.inouye-eye.or.jp/clinic/> をご覧ください。

●予約の際に「フィオーレ健診クリニックの紹介」である旨を必ずお伝えください。予約時に伝えなかった場合は、検査当日、割引料金にはなりません。

眼科ドックA

基本コース(受付14:30)

短時間での基本的な眼科健診をご希望の方にオススメです。

■検査時間の目安：約60分

■料金：8,000円(税別)

割引料金：7,200円(税別)

眼科ドックS

スペシャルコース(受付14:00)

詳しい検査をご希望の方、強度の近視の方、血縁関係に緑内障がいる方などにおすすです。

■検査時間の目安：約120分

■料金：20,000円(税別)

割引料金：18,000円(税別)

*記載料金は平成26年度のものです。

*保険適用外の検査となります。

*眼科ドックの結果報告書は、受診後10日後までご自宅へ送付いたします。

検査項目	検査内容	Aコース	Sコース
屈折	他覚的屈折検査 ●オートレフ・ケラトメーターを用いて検査します。	●	●
視力(遠見・近見)	自覚的視力検査 ●近視・遠視・乱視の有無とその度数を検査します。 ●遠方と近方の視力を測ります。	●	●
眼圧	ノンコンタクト トノメーターを用いて眼の圧力を検査します。	●	●
眼の動き	眼位・眼球運動・輻輳検査 ●眼の位置・眼の動きを調べます。	●	●
調節機能	アコモドポリレコーダーを用いて調節機能を調べます。 ●調節とは、眼の焦点を合わせる動きのことで、加齢とともにその力は減少していきます。		●
両眼視	シノプトフォアを用いて両眼視機能を検査します。(同時視・融像・立体視) ●両眼視機能とは、両眼を使って見る機能のことです。		●
視野検査	ハンフリーフィールドアナライザーを用いて視野の状態を調べます。		●
OCT	三次元眼底解析検査 ●光干渉断層計OCTを用いて黄斑部と視神経繊維層を検査します。		●
眼底撮影	無散瞳カメラ ●眼の奥の中心部分(視神経乳頭・黄斑部・神経線維・網膜・血管等)を撮影します。	●	●
涙液検査	シルマー検査 ●涙の量を測定します。	●	●
診察	前眼部 ●結膜・角膜・前房・水晶体などに異常がないか診察します。 眼底 ●視神経や網膜に異常がないか診察します。	●	●

フィオーレ健診クリニック

大江戸線「東新宿」駅 A2出口より徒歩1分

予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211

お問い合わせ TEL 03-5287-6217

健診およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。

電話受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日健診実施日 9:00～12:00



東京社会保険協会 会員事業所の皆様へ 会員事業所変更などに関するお願い

事業所名・事業所所在地・電話番号・会費年額などに変更がございましたら、【**会員事業所変更連絡届**】にご記入のうえ、FAXでご連絡ください。

【会員事業所変更連絡届】

	変更前	変更後
事業所名(会員番号)		
事業所所在地		
電話番号		
会費年額		
その他の連絡事項		

●まだ加入されていない事業所の担当者の皆様へのお願い

当協会への入会のお申し込みは、<http://www.tosyakyu.or.jp/shibu/index.html#acn01> より入会申込書をダウンロードして印刷し、FAXでお申し込みください。

新規加入・変更等 FAX 03-3209-1759

連絡先 TEL 03-5292-3596



科学技術万能時代に大切にしたいこと

編集委員 小林 司



21世紀が始まり、14年が経過しました。50年前、子どもの私が思っていたのとは違う21世紀が展開しています。東京スカイツリーや高層マンションなど、高いビルが立ち並んでいますが、当時想像していた空中都市とはかけ離れています。とはいえ、いろいろなものが50年の間に進歩しています。

ハイブリッド車や電気自動車が登場して、ガソリンをそれほど使わなくてもよくなりました。また、ナビゲーション・システムや自動ブレーキ、車線をはみ出さないで走れる装置ができ、いずれ目的地を入力すれば、寝ていても目的地に最短最速で連れて行ってくれる車が販売されるようになるかもしれません。すでに実用化されているのかもしれません。

電話も50年前の黒電話からとても進歩しました。シヨルダーバッグのようだった携帯電話が、あっという間に小さくなり、カメラが付き、テレビを見たり、音楽を聴いたりできるようになりました。

また、GPSにより目的地まで案内してくれる機能も付きました。

最近のスマートフォンは、話しかけると答えてくれる機能が付いているそうです。また、LINEが盛んなようですが、いじめや事件の原因にもなっているようです。私が学生のころは、好きな女の子に家の電話番号を聞いて、冬の寒い夜に10円玉を握りしめ、近所の公園まで走って行き、お父さんが出ないことを心の中で祈りながら、公衆電話ボックスでダイヤルしたものでした。

車の運転が自動になれば、交通事故はなくなるかもしれません。しかし、他の車との譲り合いのような人間的で温かな触れ合いはなくなってしまいそうです。LINEやインターネットも便利ですが、ちょっとした一言が世界中の人たちに流れてしまい、世界中から反論されることもあります。そこには誤解もあるかと思いますが、世界中のお会いしたことの無い人たちの誤解を解くことはとても難しいことです。

世の中が便利になっていくことは非常にうれしいことですが、人と人の一対一のコミュニケーションを懐かしく思うおじさんは、頑張ってガラケーを使い続けようと思っています。